連合運動は「社会のバリケード」になれるか 基本姿勢の転換と大企業労組の組織、運動の改革を

Can the JTUC-RENGO-Movement get up to a "social barricade"?
- a challenge to changing its fundamental attitude and reforms in organizations and movements of major enterprise-unions

芹澤 寿良 Hisayoshi Serizawa

[目次]

はじめに 労働組合運動の「原点」と「社会のバリケード」論 東日本大震災、大津波、原発事故発生の未曾有の事態と連合運動

- 1 大震災への労働組合運動の取り組み
- 2 福島第一原発事故と連合運動 原発容認政策を「凍結」 連合は、新しい社会への転換をめざし他組織と基本的に一致する課題の共同行動 と民間大企業労働組合の組織、運営の民主的改革を
 - 1 連合結成10年、鷲尾・笹森体制の大衆的運動と運動改革
 - (1) 1 9 9 7 ~ 1 9 9 8 年の労働基準法改正反対闘争における「共同行動」の対応
 - (2) 連合笹森会長就任記者会見で「雇用のため限定共闘」提唱
 - (3) 注目を集めた連合評価委員会の最終報告書
- 2 高木·古賀体制と「非正規労働者センター」の設置、労働者派遣法抜本改定闘争と消極 論の台頭
- 3 早房長治氏らの連合運動への新しい注文
- 4 政権交代の実現と結成20周年の連合運動 古賀・南雲体制
- 5 民主党政権の参議院選挙、地方選挙敗北 連合運動の政策的追随
- 6 民間大企業労働組合の組織、運営の民主的改革を
 - (1) 企業別労働組合に関する中部産生研の調査報告
 - (2) 民間大企業労働組合の組織、運営改革の問題点

おわりに 労働組合運動の持続的な協力、共同で強固な「社会のバリケード」の構築を

<要旨>

わが国の最大の全国的な労働組合組織である連合は、世界各国の労働組合運動の活発な状況が伝えられる昨今、各方面から連合運動に対して多くの疑問、批判が高まり、トップリーダーはそれらを意識して「社会のバリケード」をめざして奮闘するとの言動を繰り返している。現状では、連合運動単独の力量のみで、それは到底実現出来るものではない。従来からの「唯我独尊」の基本姿勢を転換し、他の労働組合組織と共通、一致する課題で、協力、共同の運動を進め、また発言力の強い産業別労働組合とその傘下大企業労働組合が「企業・産業利益優先主義的」運動から「組合民主主義」に基づく組織と運動へ改革し、労働基本権を積極的に行使して企業、財界、政府に対抗する労使関係を確立していくならば、連合は「社会のバリケード」を構築し、その主要な担い手となるであるう

はじめに 労働組合運動の「原点」と「社会のバリケード」論

2009年夏の総選挙で、勤労諸国民の新自由主義的構造改革に対する不満、批判の高まりを背景に「政権交代」が実現し、1年半余が経

過した。

民主党中心の連立政権に対する期待も菅政権の政策が当初の「国民生活第一」から逸脱するにつれて、失望、批判が急速に高まり、こうしたなかで、労働組合運動、とくに最大のナショナルセンターとして民主党の支持団体である連合運動に対しても、「ヨーロッパ諸国では、政府や財界の国民に犠牲を強いる政策には幾つも

の組織が共同してデモ、ストライキをやっているのに、日本ではほとんどない」、「連合は、余りにも企業と親しすぎるのではないか」、「あまりにも日本の労働組合の弱さは際立っている、組合幹部が政府や財界に抱き込まれているからではないのか」などなどであり、連合運動内の関係者や周辺の支援者からも「もう一度、団結、連帯の立て直しを」といった厳しい批判、注文が出されている。

2011年3月11日に東日本大震災、大津 波、原発事故と放射能汚染の拡散のなかで、被 災地の壊滅的惨状、膨大な人的、物的被害、経 済的危機と国民生活の困難、悪化という未曽有 の事態が発生し、これに対しては全国各地から 広範な救援・支援、復旧・復興運動が展開され て、そのなかで、つぎつぎに大小さまざまな問 題点や矛盾が噴出している現状である。

この過程で長年の「原発安全神話」が崩壊した現状を日本の進路の「分岐点」と捉え、脱原発のエネルギー政策を含めて今後の政治、経済、社会の進路を大きく転換、再構築していく必要があるのではないかという、問題提起が社会的な運動団体、グループ、個人からなされて、新しい機運として高まりつつある。

連合運動は、民主党政権が管内閣になって「国民生活第一」のマニュフェストから逸脱し、新自由主義路線への回帰を示す消費税増税、法人税の引き下げ、「社会保障と財政、税の一体化」構想、原発の新増設、TPP参加を打ち出すや、それらを容認、支持する方向を明確させつつあったが、それに対して連合運動の内外で危惧と不満が広がっていたのである。

そこに突如として多くの国民の健康と生命を 危機に陥れる原発事故を伴う未曽有の緊急事態 が発生し、原発増設容認へ舵を切っていた連合 運動への厳しい批判が一段と強まり、容認方針 の凍結、撤回が避けられないだけでなく、連合 運動の政策全般や運動の在り方や議論の仕方、 連合運動内で影響力を持つ民間大単産の組織、 政策、運動までが厳しく問われる情勢となって いる。

2003年の連合大会で新会長に選出された 笹森 清氏は、それまでの連合改革に取り組ん

だ体験から「労働組合の本来の役割に徹し、労働運動の原点に戻ろうという決意をした」と就任挨拶で述べたが、「原点に戻る」という言葉の意味は、1つが理論的な原点、そもそものおおもとである出発点に戻って考えてみることであり、もう1つの意味は、物事が誕生した当初の時点に立ち返って見直そうという歴史的なルーツを結び付けて考えることが求められるのである。

労働組合運動の「原点」を理論的、歴史的に 捉えるとすると、労働組合の大衆性 要求にも とづく幅広い正規、非正規労働者の団結、労働 組合の自主性 資本、政府、政党、宗教組織か らの独立、労働組合の民主性 組織と運動にお ける組合民主主義の堅持と運動、すなわち要求 実現のための資本、政府との闘争、異なる労働 組合組織間の統一行動の組織化、勤労国民諸階 層の社会的運動団体との連帯と協力共同の推進 ということになるであろう。

2010年の連合大会で新会長に選出された古賀伸明会長は、労働組合を「社会のインフラ」として捉え、連合運動を「社会のバリケード」にするべく奮闘すると強調しているが、それは現状の連合運動の組織、政策、運動のままでは絶対に出来ない課題、目標であり、それには労働組合運動の「原点に帰る」ことによって現状を大きくチェンジさせていくことが不可欠なのである。

東日本大震災、大津波、原発事故発 生の未曾有の事態と連合運動

1 大震災への労働組合運動の取り組み

新政権下2年目(連合の2010年春闘は、 賃上げ要求見送り)の春闘は労使交渉の回答段 階に入っていた3月11日、東日本大震災、大 津波の襲来、福島原発事故という未曾有の緊急 事態の発生で、状況は激変し後退を余儀なくさ れた。

死者・行方不明者 2 万数千人を出し、住宅、 工場、農地、漁場、港湾の流失、破壊により広 大な地域が壊滅的状況となり、同時発生した放 射能漏洩と汚染の拡大が続くなかで、多くの住民の他地域への長期避難、農水産物の出荷制限、後を絶たたない風評被害が生じ、それらのもとで人々は、そして医療、福祉、教育、雇用などあらゆる場面で極めて厳しい生活を余儀なくされている。

原発事故収拾の見通しも明確になっていない 現状は、阪神・淡路大震災を遥かに超えたあら ゆる産業、地域、生活領域に広く、深く及ぶ戦 後かってない国家的危機というべき深刻な事態 に発展している。

周知の通り、この未曾有の事態に対して、全 国民的な救援・支援、復旧・復興運動が直ちに 開始され、阪神・淡路大震災の経験、教訓を生 かした多くのボランティア活動、救援カンパ、 救援物資投入の運動、被災者、家族らの自主的 に団結した生活の防衛・再建運動が、また東京 電力に対する損害賠償請求運動その他さまざま な取り組みも展開されている。

こうしたなかで、国会、政府、自治体も政治、 行政の責任として現行法令等の弾力的運用等で 対処し、被災者の当面の緊急生活支援を推進し、 政府レベルでの総合的な施策作成の「東日本大 震災復興構想会議」の設置と活動、大震災対策 の第1次補正の成立から復興基本法の制定、第 2次補正予算の作成へという展開が、「捻じれ 国会」と政局絡みのなかで進行中である。

労働組合運動では、この緊急事態に対して、すべての組織が一斉に動き出し、連合、全労連、全労協などの中央組織は、東日本大震災の対策本部を設置して声明を発表、救援・支援、復旧・復興運動に取り組む決意、を内外に表明し、それぞれの当該地方、地域組織と一体となってかってない被災地の救援と働く者、その家族の雇用、生活、権利を守る運動、被災中小企業の事業所の再建援助の運動を展開して、中央政府や関係自治体を動かし、一定を収めている。

また、「脱原発」、「反原発」の機運の盛り上がりを背景に、労働組合運動の全国組織の取り組みの注目すべき大きな前進は、5月から6月にかけて一貫して脱原発を掲げてきた全労協が、闘争強化のために「反原発特別委員会」を設置し、全労連が結成以来はじめて脱原発をめざす「原発依存ではく自然エネルギーへ転換を」という政策提言を発表、連合が2010年8月に民主

党政権に追随した原発容認推進政策を「凍結、 総点検、見直し」という方向を決定したことで あった。

しかし、今回の大震災が未曾有の危機的事態に対して、労働組合運動のこうした取り組みが行われているなかでも、相互協力を必要とする共通した課題山積であるにも関わらず、連合からも全労連、全労協からも、その他の労働組織からも、三ヶ月を経過した段階で未だ政府、自治体、財界、電力企業、政党などに対してその実現を迫っていく共同行動の呼びかけが行われていないのである。ユニオンリーダーには、いずれからの呼びかけに対しても今日の活困難解決に無条件に対応し、全力をあげるべきであろう。

2 福島第一原発事故と連合運動 原発容認 政策を「凍結」

連合は、3月11日の事態発生に対して14日の会長声明を出したが、東京電力福島原子力発電所の事故であることが明白であったにも拘らず、「一部の原子力発電所の事故も国民に不安を生じさせている」などと特定企業名を避けたことで、東京電力の労使に対する連合の政治的配慮をみせたものとして注目された。古賀会長が、当初、マスコミの東電と政府批判の報道姿勢にクレームをつけていたことも連合の姿勢に疑念を抱かせるものであった。

その直後に行った政府への申し入れ文書では、さすがに「東京電力福島原子力発電所」と明記されたが、事故への危機感は薄く、求めた対策は「国民への情報開示」だけであった。 4月6日になって具体的な追加対策を求めているが、そこでも政府と東京電力の事故発生の責任を厳しく指摘する姿勢は見せていない。これらには、連合が広く国民には知られていなかったが、原発容認路線を選択していた事情が存在していたからではないか。

当該の東京電力労組の当然考えられる事故発生についての声明、社会的な謝罪、その後の取り組みなどは、今日に至るもHP、その他の方法でも直接知ること出来ず「東電労組の姿はまるで見えないまま」である。事故後の東電社員2名の所内での死亡、協力会社(下請け)作業員3名の被爆事故、危険、劣悪な環境下の作業

状況、周辺住民の他地域への避難問題などについても、一般紙が伝えているだけであるが、社会的に不安が広がるなかで、労働組合としてどのような責任ある対処、行動をしているのか具体的に広く報告していく義務があり、連合、電力総連もその責任を負うべきであろう。

東電労組の上部部組織、電力総連が東日本大地震を踏まえた「原子力発電所の安全確保に向けた電力総連の当面の対応について」を発表したのは、事故発生から20日もたった3月31日であった。事故を重く受け止めるとしているものの、労働組合として原子力発電政策を積極的に推進したことへの言及と謝罪の言葉は書き込まれていないものであった。

連合は、その後、「原発安全神話」が急速に 崩壊し、東京電力と政府の原発事故の情報公開 のコントロール、収拾策の不透明、不十分さに 国民的批判が高まり、反・脱原発機運とその運 動が国内外において急速に広がっていくなかで、 その世論が大きく影響して、連合指導部内でも 「原発推進の前提条件が崩れた」「もう原発は ダメだ」との意見が強まっていたとのことであ る(「連合通信」2011年5月31日号)。

連合は、そこで4月25~26日の2日間、 政策、制度の要求と提言を纏める上で必要な 「制度政策討論集会」を開催して、すでに決定 していた原発容認論の資源・エネルギー政策と その「凍結」を打ち出した修正案を提起して構 成組織参加者の自由な討論を求めた。そこでは、 原発政策問題だけでなく、社会保障、財政、消 費税の三位一体改革、TPPへの参加問題も重 要な政策課題とされていた。原発政策では、基 幹労連など一部から凍結・見直しに慎重論も出 されたが、「原発推進見直し論相次ぐ」という 状況であった。

連合は、2011年5月26日の中央執行委員会で、政策制度討論集会の議論経過と状況を踏まえて、3月11日に纏めた2012~2013年度の『政策・制度 要求と提言』(案)の原発推進の「資源・エネルギー政策」を「より高度な安全確保体制の確立、地域住民の理解・合意という前提条件が確保され難い状況に鑑み、凍結する」と明記し、原発政策の総点検・見直しに着手する方針を打ち出して、新増設推進の姿勢を改め、当面は政府のエネルギー政策見直

しの行方を見守る姿勢に転ずることを確認した 同じ日に、連合内で慎重論から容認論に転換 して揺れた自治労の徳永委員長は、同労組中央 委員会で挨拶し、東京電力福島第一原発の事故 で住民生活が破壊され、地元自治体が機能不全 に陥っている現状に触れて、「今後これまでの ような原発推進の議論が行われることのないよ う、『脱原発』の議論が行われるよう、自治労 として強いメッセージを発信していきたい」と

連合は、そして2011年6月2日の第60 回中央委員会において、「資源・エネルギー政 策(災害復興・再生)」の当面の取り扱いとし て、「連合は、このたびの原子力発電所事故を 受け、より高度な安全確保体制の確立、地域住 民の理解、合意という前提条件が確保され難い 状況に鑑み、凍結する」との提案を、JR総連 の「脱原発」論の意見だけで決定した。

の決意を表明していた。

昨年8月以降、原発容認・推進論を選択した 連合が、当然とはいえそれを「凍結」させたこ と自体は一定の重要な意義をもつものであるが、 福島原発事故を契機に国内外でこれまでになる 「脱原発」「反原発」の議論、運動が進んでいる なかで、最早、財界、企業、電力総連などと国 様の原発推進政策を打ち出すことは極めて困難 となろう。「社会の防波堤」たらんと公言確と となろう。「社会の誘論や運動の状況を正確 捉え、この危機的転換の時代に一日も早く 足え、この危機的転換の時代に一日も早く で が、安全」の持続的な社会に決定的な意をも つ脱原発、反原発の資源・エネルギー政策の 底した民主的な議論と運動の一翼を担うべきだ るう。

連合は、新しい社会への転換をめざ し、他組織と基本的に一致する課題の共 同行動と、民間大企業労働組合の組織、 運営の民主的改革を

それでは、今日、連合運動が「社会の防波堤」 として社会の求めに応えるためにはどのような 自己改革が必要なのか、この10年余の連合運 動の中心的な流れから、私は、この間の連合運 動が日本の労働法制の新自由主義的な規制緩和 に対して全労連、全労協、主要中立組織などと 改悪反対の一致点で事実上の共同行動で対抗し、 財界、政府の狙いを阻止してきた経験と到達点 を確認し、連合中心主義的な基本姿勢を転換さ せ、共通課題での持続的な協力、共同関係の形 成に踏み出すことを求めるものである。

結論的には、これまでも繰り返し提起してきたことであるが、最も大事なことは、労働組一の原点から考えて、第1に連合がもう協った。第1に連合がも今時である全労連や全労連や全労連の存在と持てる力量、影響力を無視で一致である。まれて、現段階で一致できる課題でのとくに、現段階で一致組むことに、関連を表現に取り組むに、という2の課題にこたえるである。

- 1 連合結成10年、鷲尾·笹森体制の大衆的 運動と運動改革
- (1) 1997~1998年の労働基準法改正反対 闘争における「共同行動」の対応

私は、1997年~99年の連合が広く呼びかけた労働基準法改正反対闘争の「労働法改正の要求実現をめざす『連合の取り組みを応援する会』」に参加し、終了後にその体験から以下のような感想を連合事務局に提出したことがある。連合が運動を発展させるために、この種の場を設けたことは、連合運動史でも画期的なことであったと思っている。

 間の共通する一致する要求と課題上の協力、共同が不可欠ではないか、これを軽視したり無視するとすれば労働組合運動の発展的な展望はないのではないかという思いを強くしている。わが国最大のナショナルセンターである連合にこの面での努力を切に期待するものである。連合『応援団』に参加し、またこの関係から雑誌『連合』を購読し、それによって各分野の活動を知って連合運動の姿をより幅広く認識出来きたことは研究者の一人として大変有益であった』。

なお、この闘いの経過と意義については、「1997年~98年の労働基準法改定問題をめぐる労働組合運動の対抗力」(2010年3月、高知短期大学『社会科学論集』第97号)に簡単に纏めておいたが、闘争を契機に、その後、中央、地方、地域で連合系、全労連系、その他中立という枠を超えたさまままで、「同時多発的行動」といわれた。連合運動の幹部では、2009年7月に「連合運動20年」という講演について「共感を得りないの労働組合運動について「共感を得ったの労働運動」として関わってきたと振り返っている。

前後するが、1997~98年の連合は、鷲 尾悦也会長、笹森 清事務局長時代であったが、 笹森氏は、事務局長として、鷲尾会長とともに 労働基準法改正反対闘争の指導にあたり、「連 合の姿が見えない」「労働運動の求心力が失わ れている」といった内外の意見に応えていくために、内部に「フレッシュアップ委員会」を設けて、組織、機構、人材の総点検を行い、さらにその後、外部の学者、ジャーナリストと地方連合の代表を加えて「連合21世紀への挑戦委員会」を立ち上げ、議論を重ねて「連合21世紀ビジョン」をまとめ、目指す社会像を「労働を中心とする福祉型社会」と設定した。

連合は、1999年10月の結成10周年の第6回大会で「労働を中心とする福祉型社会」をめざすとする21世紀への運動方針を策定したが、それは雇用の安定とワークルールの確立として「労働条件の社会横断的形成」「正規労働者とパート、派遣労働者などの均等待遇」「整理解雇四要件の法制化」など重要かつ積極的な目標を掲げたものであった。

しかし、それらを実現させる運動、方法はこの文書では示されなかったからか、連合運動を理解し、支持する学者、研究者などからは、連合の機関誌などで「現実を見すえて、理念の相違を前提に具体的課題毎の多数派形成をめざす課題連合を」とか、「共産党とその組合を相手として認め、政策協定を結ぶべき」とか、「一致できるテーマで異なるグループと政治的な共闘の構築を」とった意見が提起された。発言者は東大大学院高橋徹教授、早大篠田徹助教授、神奈川大ゲプハルトフィルシャー教授などであった。

(2) 連合笹森会長就任記者会見で「雇用のため限定共闘」提唱

そうした経過のなかで、2001年の連合第 7回大会では、労働組合間の協力、共同問題では、労働組合間があった。それは、 一歩を踏み出した動きがあった。年務に選出された前笹森野すで、就任最初の記者会見で全労連を含むするの組織に対し「雇用のための限定共闘」と強調で「雇用のための限定共闘」と強いが出た。である。笹森の当時、と強いである。笹森の当時、と強いである。笹森の当時、と強いである。笹森の当時ではないのではないのではないかで、自たではないがで、自たではないがで、は、一方のはないがではないがあるではは、 で、かけを行う立場に立っていいのではないが、

これだけ深刻化した雇用問題を本当に全労働者が自分たちのものとして、失業者した人たちのカバーを含めて立ち上がるためには、1団体だけが、自分たちがやってやりゃあいいんだという話ではないわけです。…」という基本的考え方を示した。大会はこの考え方を含めて運動方針を満場一致で採択しており、従ってこの点では連合結成以来の路線を現状認識から発展させた大きな前進を示す極めて積極的な意義をもつものであった。

ところが、1週間後の10月12日に新任の草野事務局長名の文書で、会長発言は「雇用問題での労働組合間の時限的共闘もありうるとしたもの」とトーンダウンさせ、笹森新会長の共同への積極的発言を訂正し、事実上否定した。

全労連は、それでも10月15日の常任幹事会で「連合の『雇用問題での共闘』呼びかけについて」という文書を確認し、「連合の呼びかけを積極的に受け止め、一致する要求への共同に誠実に対応する」と歓迎する姿勢を示したのであった。

連合からその後「時限的共闘」の提唱がなされることはなかったが、全労連は、2002年7月の第20回大会で、改めて「あらゆる社会勢力との対話」を強調して有事法制関連反対で共同行動の発展に努めている。

(3) 注目を集めた連合評価委員会の最終報告書

連合会長に就任した笹森氏は、「労働を中心とする福祉型社会」の実現に書き込めなかった連合運動は何をなすべきかを打ち出すために、日本中を聞いて回る「アクションルート47」を実践し、そのなかで連合運動を社会に役立つ労働運動へ転換させよう、ナショナルセンターの役割は社会的労働運動を担うこと、建前を捨て本音で運動しようということだと確信し、外部の識者による「連合評価委員会」を立ち上げている。

この取り組みに連合内部では民間大単産から「外部から評価される必要はない」などの反対、 異論が出たが、それらを抑えて外部の学者、法 律家、ジャーナリスト、文化人など著名な7名 を指名した。委員は、座長・中坊公平(弁護士)、 神野直彦(東大教授)、寺島実郎(日本総研理 事長)、早房長治(地球市民ジャーナリスト工房代表)、イーディスハンソン(アムネスティーインターナショナル日本特別顧問)、吉永みち子(著述業)であった。

連合評価委員会は、2003年1月に活動を開始し、組織内部、周辺、地方からの聞き取りや集会を開催し、それらをもとに議論を重ね、5月に中間報告を公表、さらにそれにたいするさまざま意見、注文、批判を検討し、9月12日に最終報告書を公表した。笹森氏は、これをけっして「神棚に上げる」ことはせず、今後の運動に生かすことを委員たちに約束した。

連合は、連合評価委員会の活動が進められている4月から5月を中心にして、1997~1998年の時と同様に全労連、全労協、中立などの労働組合とともに、「解雇自由」の原則の条文化反対を中心とする労働基準法改正反対闘争を事実上共同して取り組み、「解雇自由」の規定を盛り込んだ改悪案を撤回させ、「解雇自由」の規定を盛り込んだ改悪案を撤回させ、「解雇自由」の規定を盛り込んだ改悪案を撤回させ、「解雇自由」の規定を盛り込んだ改悪案を撤回させ、「解雇団体の一致した運動の成果であったが、連合選出の労働者側委員の全国一般の労働を関係審議会の労働者側委員の全国一般の政審の労働者側委員の全国一般の政事に表が全労連の集会に参加し、労政をするという連帯行動がとられたことが私の記憶にある。

評価委員会の提言内容は、連合運動に対する極めて厳しい指摘、提言で「このままでは労働運動の社会的意義はますます希薄化する」「労働運動の理念・理想の再構築を」「働く者の意識改革を」「企業別組合主義から脱却し、すべての者が結集できる新組織戦略を」「職場から、地域から、空洞化する足元から再出発を」「新しい協力と連帯の中心に連合が立つ」といった連合に従来の運動からの脱皮を強く求めたものであった。

私は、最終報告の基本的内容の積極性を評価するものであるが、日本の労働組合運動は連合だけではなく、全労連、全労協、純中立の組織があるという状況を視野に入れて運動の在り方を提言するとすれば、労働組合間の協力、共同の必要という国際的な労働組合運動の極めて重要な教訓をめぐる問題点についても検討、論議をして何らかの提言をすべきであったのではな

いか。もう1つ重要な問題点は、連合の主要な構成組織である、特に民間大企業を中心とした単産の組織、運営の民主的改革、政策と運動の労資協調主義路線などについても調査対象にし、ナショナルセンターの連合運動との関係で問題点をチェックし、そこに対しても改善提言をすべきであったという意見をもっている。連合の「企業別組合主義からの脱却」は、この後者の課題と不可分だからである。これがなかったことは誠に残念であった。

第8回定期大会に提案された運動方針案には 最終報告書の提起が部分的に盛り込まれていた ものの、私は終日大会を傍聴し、議論を期待し たが、敢えて批判派が避けたのか、論議の低調 さには驚きを禁じえなかった。

大会での役員選挙では、笹森現会長に対抗して民間大単産・UIゼンセン同盟の高木 剛会長が立候補し、明らかに連合評価委員会の提言を矮小化し、「企業別組合主義」に立った「企業別組合の長所を伸ばし、弱点を補強する」路線を強調して選挙となったが、笹森会長が大差で再選された。高木氏の立候補は、「企業別組合主義」克服の社会的労働運動推進路線への民間大企業単産グループの批判、抵抗だったのではないかと思っている。

2 高木·古賀体制と「非正規労働者センター」 の設置、労働者派遣法抜本改定闘争と消極論 の台頭

2005年の「組合が変わる、社会が変わる つくろう格差のない社会、職場・地域から」 のスローガンを掲げた第9回大会で、慣例の2 期4年で笹森会長と草野事務局長はともに退陣 した。

会長選挙が行われ、役員選考委員会推薦の高木 剛副会長と笹森氏の「社会的労働運動」路線で連合改革推進を訴える全国ユニオン鴨 桃代会長との間で当落が争われ、高木 剛氏が当選、会長に就任した。鴨氏は、107票を獲得して、その健闘ぶりが注目を集めた。事務局長には、電機連合委員長古賀伸明氏が就任し、高木・古賀体制となった。

2006~07年にかけて、派遣労働者の偽装請負化と劣悪な労働条件への社会的関心と批

判、未組織労働者の組織化運動の進展という情勢のなかで、安倍内閣の雇用労働法制の一定の手直しと規制緩和の拡大を抱き合わせた"労働ビッグ・バン"攻勢が出現し、それに対して連合、全労連、全労協、傘下単産の多様な連携、共同関係による「労働時間の規制撤廃と"労働ビッグバン"を許さない」闘いが展開され、ホワイトカラーエグゼンプションの導入阻止、最低賃金法改正をかちとり、新たに一定の意義をもつ労働契約法が制定された。

2007年10月の連合第10回定期大会は 大会スローガンに「すべての働く者の連帯で、 ともに暮らし働く社会をつくろう」を掲げ、そ の方針実践として、大会直後に「非正規労働者 センター」を設置した。これは連合評価委員会 の提言の1つの実践として積極的意義をもつも のであった。

その後、新自由主義路線の下での貧困と格差の拡大、派遣労働者の非人間的な労働に対する 国民的な関心の高まりを背景に、支援の労働組 合と市民運動団体で初の「反貧困ネットワーク」 が結成され、社会的労働運動が各地でさらに推 進されていった。

こうして全般的に運動が高揚しつつあった段階で、連合の高木会長が2008年1月11日の『週刊金曜日』で、評論家佐高信氏のインタビューを受け、全労連が共闘を申し入れてきた場合はどうするかという質問に答えて「原則はお断り、共闘を組むことは難しい」と述べ、その理由を示さなかったことから反響を呼び、「すべての労働者の連帯」「すべての労働者のために」という路線やスローガンに矛盾する言動との批判、連合の非正規労働者重視の運動姿勢は本気なのかという不信感を生み出している。

しかし、連合傘下の全国ユニオンや全労連傘 下の関係組織も幅広く参加する反貧困・生活底 上げ運動が急速に進展し、高木会長が個人の立 場で3月~4月の反貧困フェスタ、「非正規労 働者メーデー」などに参加、協力の姿勢を見せ 働者メーデー」などに参加、協力の姿勢を見せ るという情勢となり、夏には笹森氏が連合会長 退任後に就任した中央労福協、労働金庫、労働 共済、連合の四団体の生活底上げ運動の取り組 みが進み、さらにリーマンショックを契機とす みが進み、さらにリーマンショックを契機とす る非情極まる相次ぐ派遣切りの強行にその労働 者たちの生活を広く支えようと労働組合と社会 運動団体、個人の連帯による新しい「派遣村運動」が東京をはじめ全国各地で取り組まれていった。大マスコミもこうした社会状況を取り上げ報道し、社会的関心が大きく高まったことは周知の通りである。

「派遣村運動」にたいする対応は、連合指導部が一丸となった積極的なものではなく、派遣労働を導入している民間大単産内部に異論、批判を抱えて、社会的に公然と反対を明確にすることも出来ないことからの消極的なものであった。これらも新たな連合運動と民間大単産運動への批判が広がり、強まる結果をもたらしている。

しかし、派遣労働者を中心とする非正規労働者の組織化やその労働実態の告発、是正の闘い、労働ビッグバンを阻止した労働団体の共同した運動が、「規制緩和」政策に楔を打ち込み、政府をして労働者派遣法の再規制の方向を検討させる流れを生み出し、労働者派遣法の抜本的改定に向けた新たな共同行動を発展させていることとなった。08年12月に学者、弁護士の呼びかけによる実行委員会に各労働組合組織と野党各党代表が参加して、以後、共同、統一した再規制内容の要求作成、実現をめざす諸行動が推進されていったのである。

この課題の取り組みをめぐっては、その後連合内部に、業界の利益擁護に理解を示し、規制強化に異論、批判を唱える言動が公然化し、その影響で規制内容や運動をめぐる曲折が生じたことなどを経て、ようやく民主党政権下で不十分ながら改定案がまとまり、現在国会に上程されたままとなっている。一刻も早い法案成立をめざす運動の統一体制は堅持されている。

以上のような流れのなかで、地方、地域で未 組織労働者の労働・生活相談活動を通して未組 織労働者を組織化する取り組みが労働組合のユニオン運動や社会的運動団体の協力、共同によって着実に進められ、「すべての労働者を視野に」 という運動路線や考え方が多くの労働組合の役員や活動家のなかに広がり定着してきている。 このことは、労働組合運動の前進を示している。

3 早房長治氏らの連合運動への新しい注文

連合評価委員会の活動に参加した何人かのメ

ンバーが、6年後の2009年の段階で連合運動の現状に対して、共通して「不十分」という認識を持ち一層の責任ある取り組みを求めている。なかでも、地球市民ジャーナリスト工房代表の早房長治氏は「今日、労働組合のリーダーは、労働環境と労働組合自体を変革するため、つねに守りの姿勢を捨て、勇気を持って変革に取り組む"革新派"でなくてはならない」と注文しているが、それらは連合運動に欠けているもの、弱いものであり、私も基本的に賛同するものである。

それは、新たに 世界がどのように動いているのか、もっと熱心に厳密に学ぶべきである、

労働組合は、正規労働者のものだけではなく、働く者、皆のものという認識を改めて徹底さ出る、活動する労働組合、しかも「見える労組」にならなくてはならない、そのためにはならない、そのためにならないである、とも欧米諸はでのデモ行進なども、少なくとも欧米諸でのがである。 1970年代の利害がどこまで共通するか、異なるかにののものに洗い直し、協調路線を検討する、対流動を活発化し、民主党政権獲得後、労働に活動を強化することによりの5項目を実践することを強く求めている。

その他、こうした経過を経てきている連合運動に対して周辺の運動家からは、「連合結成の原点の"左翼イデオロギーの排除"の呪縛から抜けきれない体質がある」とか、連合運動変革の可能性として、新たな「競い合い」の構築として全労連等との「定期協議」の実現をという問題提起も出されている。

4 政権交代の実現と結成20周年の連合運動 古賀·南雲体制

以上のような社会情勢を背景に、2009年 9月に歴史的な政権交代が実現し、連合第11 回定期大会は、その直後の10月8~9日に 「すべての働く者の連帯で希望と安心の社会を 作ろう」のスローガンを掲げて開催され、事務 局長から選出された古賀伸明氏が新連合会長に、 新事務局長には電力総連出身の南雲弘行氏が就 任した。

大会では、運動方針とは別に、「20周年に あたっての提言」と「連合が歩んだ20年のふ りかえり」という文書が提出された。

後者の文書の末尾には、「連合21世紀ビジョン」と連合評価委員会報告書をあげて「連合運動は進化してきた」と自己評価しているが、連合評価委員会が改革の中心課題とする「企業別組合主義からの脱却」について、この6年間、それを巡っての議論らしい議論をしない、議論できない、ということで「企業別組合の壁」という運動の基本的な自己改革を避ける纏め方をして、結果的に「神棚」に祭り上げてしまったという経過となっている。

民主党政権下の連合運動は、「政府、政党からの独立」という労働組合運動の原則が堅持されず、追随路線が目立ち、新たな運動の危機を 生み出しているという現状である。

5 民主党政権の参議院選挙、地方選挙敗北 連合運動の政策的追随

連合は、これまでの自民党中心の政権下でも、 政労トップ会談の機会を特別に与えられていた が、民主党政権が正式に発足してから、政府 (鳩山政権)と連合間で両者関係の在り方につ いて、協議が行われ、新たに政府との政策協議 の枠組みが合意された。新たな枠組みは、連合 と政府での間に首相と会長による「政府・連合 トップ会談」(年3~4回開催)、「定期協議」 (官房長官・連合事務局長、月1回を目標に開催)、「省庁別協議」(大臣、副大臣、政務官の政務三役と連合・局長レベルによる政策協議、各省ごとに随時開催)の三つの場である。

連合は、政府・連合トップ会談は「連合ニュース」で簡単にその都度状況、概要が報告されており(政権交代後、これまで5回開催)、その他の場での状況は明らかにしていないが、とくに「省庁別協議」は適時、双方自由往来の方法で運用されているとのことで、ここで重要な政策の基本的な政労調整がなされているのではないかといわれている。

民主党と連合の政策決定で大きな問題点は、第1に、民主党が菅首相になって直ちに国民への公約であるマニフェストにも掲げなかった国民生活に関わる課題である消費税の引き上げ、法人税引き下げ、「社会保障と税と財政との三位一体改革」、TPPへの加盟、原発増設問題などについて、党内において事前の民主的な議論をすることなく、党代表、総理大臣などが国民に公表するといった、責任ある政策決定のルールを逸脱した方法をとっていることである。

第2に連合指導部が、政府の「国民生活第一」のマニフェスト違反の政策転換に対して、菅首相とのトップ会談などで厳しく批判、抗議し、見直しを求めることもなく、事実上黙認して、連合内での議論を広く行うこともなく中央執行委員会レベルで容認、支持し、政府、民主党に追随していることである。それらはほとんどが民間大単産の政府支持の方針、意向に沿うものとなっている。

民主党の政策に連合が追随する形になっているその政策の内容やその取り組みに労働者、国民の理解、支持が得られるものとなっていないことは、菅内閣以降の政策への批判、失望が加速し、支持率の急速な低下を招き、2010年の参議院選挙、2011年4月の「統一地方選挙」前・後半での民主党の惨敗がはっきりと示したところである。

この結果には、連合運動が、民主党政権のマニフェストからの逸脱、無視に対して労働者、 国民の要求を支持する立場に立ってから厳しく 批判し、是正を求めることをせず、容認してきたことの責任は大きいといわねばならいであろう。このことは、連合運動が、労働組合の政府、 政党からの独立という原則が確立されていない ことを示している。この原則は、厳しく堅持さ れねばならない労働組合運動の原点なのである。

連合指導部は、菅政権が成立して以降、政府、 民主党内でも十分に論議されない消費税増税、 「社会保障、税、財政の一体改革」構想、TP P早期加盟、原発新増設推進などについて、い ずれも国民に大きな犠牲を強いる問題点を持つ 政策だったにも関わらず組織内で民主的、大衆 的に論議をすることなく基本的に受け入れてい た。

2011年4月25~26日に政権交代後初めて開催した連合の政策制度討論集会で、連合本部が政府、民主党の政策を容認した原発の新増設推進政策、TPP早期加盟、一体改革構想などに対して関係有力単産や地方組織から超大い、反対、見直しの意見や慎重論が相次いで出されたことが報道されている。連合運動の組合民主主義の軽視、無視と政策決定の不過明性と国民的利益よりも企業・産業利益を優先させる姿勢へ不満が高まっていることの反映であるう。

連合は、労働組合中央組織と中央政府との民主的で公正な労使関係を確立するためには、先にみたような場を連合が独占するのではなく、他の全国組織などの代表も参加する政策、要求の協議、交渉システムの確立を重視すべきであり、その実現こそが日本の労働組合運動の発展と民主主義の強化をもたらすことになる。連合は、他の全国組織と協議し、その実現に努力をすべきであろう。

- 6 連合運動内の民間大企業労働組合の組織、 運営の民主的改革を

連合運動が社会の求めに応えているかを考える場合、連合本部の方針、政策、運動指導について以上見てきたような基本的な路線とともに、それに大きな影響力をもつ構成・加盟組織(下部組織、基礎的な職場の組織を含めて)の問題点を検討して見ることが必要になる。末端の組織、運動に弱さ、問題があれば、それらが複合して労働組合全体の力を削ぐことになるからで

ある。

職場を基礎単位とする企業別労働組合の場合でも、組合員の意思を最大限に尊重する組合民主主義に基づいて組織され、運営されて、活動が展開されているかどうかが労働組合の強さ、闘争力を決定的に左右するのである。

名古屋市にある中部産業・労働政策研究会(中部産政研)の研究員で、法政大学大学院イノベーションマネージメント研究科教授の藤村博之氏が研究テーマ「より健全な労使関係に向けた職場づくり」に関わる実態調査(2008~09年実施)結果に基づいた論稿「日本の労働組合 過去・現在・未来」を発表している。

この調査対象などの詳細は不明であるが、お そらく連合運動傘下の民間産業の企業別労働組 合を対象にしたものと思われる。藤村氏は、そ れらの民間産業では1970年代以降、労使協 議制を充実させ、安定的労使関係を築いてきた が、その限界も早くから指摘されていたことか ら、組織率の低下が進む状況下で2008年か ら2009年に実態調査をおこなっている。そ して、その結果から職場レベルの労使関係の実 態と課題を捉えたところ、職場役員や管理職の 間には全体的に見て労使関係は上手くいってい るという認識があるものの、組合員の組合活動 に対する関心の低さ、職場会の活動の不十分さ、 活動水準の低下などが明らかになったとし、 「社会の変化に合わせて、日本の企業別組合も 活動スタイルを変えていくことが求められてい

活動スタイルを変えていくことが求められていると言える」と厳しいコメンを下しているのである。基礎的な職場の組合組織は形骸化し、労使関係なしの状況になっているということで、これは連合運動にほぼ共通した職場状況といえよう。

藤村教授は、労働組合に関する幾つかの事実として、歴史的に組織率が低下してきているが、パートタイマー労働者の組織化は確実に進んでいること、企業別組合の4分の3、組合員数の9割が産業別組織に所属していること、ストライキは激減を続け、2009年の労働損失日数は僅か7492日であり、ストライキを実行する技能の伝承が途絶えてしまっていること、1970年代までに苦労して定着させた労使間の意思疎通機関の労使協議制が1990年以降衰退傾向にあることなどを指摘した上で、企業別

組合の組織上の課題として以下のことをあげている。

企業別労働組合の組合員が正社員に限られ、 雇用労働者の3分の1が有期契約(非正規)労働者である現状では、「働く者の代表」とは言えなくなっている。 労働者として横の連帯がとりにくくなっている。 労組役員の経験が継承されにくく(「素人化」の進行)、組合弱化の1因になり、経営側と対等の交渉能力を発揮できなくなっている。 労働組合の職場レベルの活動水準が低下している。 企業のグループ化のなかで、グループ労連、グループ労協の活動の展開が求められている。

さらに職場レベルの労使関係の実態として、 組合員の組合活動への関心が低く、職場会の 開催頻度が低く、所要時間が短いために十分な 議論がなされていない。出席状況も良くない。

職場役員の選出方法は「前任者から頼まれた」、「職場の上司に言われて役員になった」というのが多く、その現実は、労組役員から管理職が同意して本人に伝伝えいる。 そのため職場役員の現場掌握とかている。 そのため職場役員の現場掌がといる。 そのため職場では、組合員とのコミュニケーションが席していないなどという職場活動の空洞化を指摘している。そして藤村氏は、最後に管理職への職場の労使関係づくりの教育、職場懇談会の開催頻度のアップ、組合活動に組合への関心を高める活動などを課題として提言している。

この組織と運動の空洞化状況を変えていくためには、これまでの30数年の組合活動を全般的に衰弱させるに至った組合運営を組合民主主義の原則に立ったものに変えていく必要について議論していくことが求められるが、そのために必要な基本的ことは以下のことであろう。紙数の関係で、簡単にその主要な問題点のみを指摘しておきたい。

(2) 民間大企業労働組合の組織、運営改革 の問題点

その1つは、労働組合の役員選挙制度を民主的に改革し、あまりにも低い各レベルの組合役員の資質、活動能力を高める教育、訓練を行うことが不可欠となっているということである。

労働組合の役員選挙制度の在り方は、少なくと も組合機関は、少数意見を反映できる公平、民 主的な選挙によって、選出、構成されるべきも のとして、平等な選挙権・被選挙権の保障、適 正規模の選挙区の設定、完全な秘密投票の保障、 選挙活動の自由な拡大、制限連記制もしくは単 記制の採用、開票立会人の制度化、リコール権 の保障とその手続きなどが含まれる必要がある ということである。

2つ目は、 組合民主主義に基づいて、職場 を重視し、全員参加の組合活動を活性化させる ことである。

組合民主主義は、労働組合運動でなによりも 厳格に守られねばならない最高の原則とされ、 それは「多数決主義」ではなく、労働組合の主 権者である労働者がいっさい差別されることな く組合活動に参加する権利を平等に保障され、 労働組合の活動と運営が組合員の民主的な大衆 討議によって形成される多数の意見に従って行 われるという原則のことである。組合民主主義 の徹底的実践こそ、労働組合の団結力と闘争力 の源泉なのである。

正規、非正規の従業員が一緒に働き、生活する職場で、全員を対象にした活動、職場の状態の交流、多くの回数と時間をとった討論の開催、職制との交渉、組合員の職場活動の自由の保障などを重視し、実現させていくことが組合活動強化、運動活力の基礎である。

3つ目は、こうした改革とともに、春闘をは じめとする諸要求の実現の闘いのさいに労働基 本権の団体交渉権、ストライキ権などを積極的 に行使しない限り、労働組合の空洞化はさらに 進み、いざという時、役立たなくなることは必 定であるということである。

春闘において連合運動の一定の社会的存在感を高めていくとすれば、組合民主主義の実践として、生活実態調査やアンケートを通して要求の内容を大衆的に決定し、基本的権利である団体交渉を積極的に行使して回答を引き出し、それを背景に団体交渉を継続し、満足な可容となが場合はストライキを効果的に行使する。この団交とストライキを有効適切に組み合わせない場合はストライキを有効適切に組み合わせない場合はストライキを有効適切に組み合わせないら上積み回答めざす。回答と闘争終結の大家討議を深め、全員投票で最終解決を図ることが

組合民主主義の実践である。春闘等における大衆行動については、日本の労働組合運動は、以前は実にたくさんの多種多様な取り組みを実践して経験を積んでおり、それらから有効なものを選択し、実践することが必要であろう。

4つ目は、労働関係教育の徹底と社会的な街頭、居住地域での宣伝活動を継続的に実施するということである。

労働者の権利の本質 闘いとられたもの、行 使しなければ守れないものという点 を多くの 闘いに関わり、その経験を知る法律家集団の協 力を得て徹底させるとともに、近年のローカル ユニオンや社会的労働運動の工夫を凝らしたこ の面での取り組みの経験から学ぶことが必要で ある。とくに可視化された国民生活防衛の幅広 いデモ、集会その他の対政府、対自治体行動な どの経験を積んだ労働組合組織や社会運動団体 などと協力し、駅頭、街頭における一般市民へ のビラ、マイク、メガホンなどで効果的に知ら せる宣伝活動、休日等を利用した住宅地でのこ うした活動が継続的におこなわれていけば、一 般市民が活動する労働組合運動の存在を身近に 受け止め、組合観を変えて、運動への理解、協 力へと向かい、それがまた労働者の権利意識を 高めていくことに繋がることになろう。

おわりに 労働組合運動の持続的な協力、 共同で強固な「社会のバリケード」の構 築を

日本の労働組合運動が東日本大震災、原子力 発電所の大事故と放射能汚染の拡大という未曽 有の国家的な危機を克服し、新しい社会への転 換を成し遂げていく「社会のバリケード」とし ての存在感を示し、引き続き広い社会的信頼感 を定着させるためには、多くの分野で日本社会 の転換をめざす取り組みの必要性が強調されて いる今日、連合運動もそのための言説ではなく 運動の内実を発展的に示すことが求められてい る。

連合運動のトップリーダーである古賀伸明現連合会長の、2011年年頭の「社会のバリケード」をめざして奮闘するという決意表明は、今日の危機的な転換期においても共有出来る日本

の労働組合運動全体の重要な進路、目標となるものである。

私は、連合指導部が、これまでの連合運動史 における一定の共同行動の歴史的経験、連合評 価委員会の諸提言、「すべての労働者のために」 という社会的労働運動から受け入れた教訓を含 めて、連合運動の歴史と現状を民主的な討論の 点検を通して、強固な「社会のバリケード」構 築の重要な一翼を担う労働組合組織として、と くに反共主義の既成観念の枠を超えて、「共通 する労働組合運動の基本的な共通課題は、他の 労働組合組織や社会運動団体との共同行動の持 続的な取り組みを通して解決していく」という 新しい運動路線を確立することを改めて求める ものである。このような運動路線の持続的な実 践の積み重ねが「社会のバリケード」としての 労働組合運動がわが国に構築されていくのであ り、連合、全労連のいずれかのナショナルセン ターだけで構築できるものではない。

先に書いたように、この大震災の危機下でも 連合と全労連、全労協などとの間で、接触、対 話、協力の関係もないなかで、何らかの連携を 実現するためには、労働問題、労働組合運動の 学者、研究者、法律家、ジャーナリスト、文化 人の各界有志が協力して、共同の関係を確立す るための話し合いの場の設定を、関係組織に呼 びかけ、申し入れる取り組みが必要ではないか。 あるいは、共同呼びかけ人が、例えば、連合が 2010年12月に『「働くことを軸とする安 心社会」にむけて~わが国が目指すべき社会像 の提言』という文書、また全労連が研究者集団 と協力して作成中の「労働と社会保障による 『福祉国家』をめざす」社会保障憲章と社会保 障基本法関係の文書などを素材として、大震災 と原発事故後の原子力を含む資源・エネルギー 政策の在り方の議論動向も加え、労働組合運動 が共同して追求すべき新しい社会像をめぐるシ ンポジュームを開催し、自由闊達な議論の場と することも今後の運動に有益な機会となろう。

新しい社会への転換と発展には、「社会のバリケード」としての強固な労働組合運動の構築をめざした、すべての労働者、国民各層に支持されたあらゆる労働組合組織の協力、共同の持続的な運動が不可欠である。

日本の労働組合の組織率と全国組織の現状

雇用労働者の労働組合への推定組織率は、2010年は、雇用者数5、447万人に対して18、7%、労働組合員数10、138万人、企業規模別では1000人以上が46、6%、100人~999人が14、2%、29人以下~99人が1、1%、パートタイム労働者総数1、291万人で、組織率5、6%(組合員総数72、6千人)である。女性の組合員数は、296、4万人で5年連続増加し、推定組織率は、12、8%である。

主要労働団体別組合員数は、政府統計で、連合673、2万人、全労連86、9万人、全 労協13、3万人となっているが、全労連は、 厚生労働省のこの数字について、年金者組合、 オブ加盟組合、ローカルユニオンなど地域組織 直加盟組合員をカウントしていないとして調査 集計方法の抜本的改善を求めており、これらを カウントすると119、5万人としている。

両ナショナルセンターの加盟、構成組織は、連合(52組合)が官・民ともに金属労協やUIゼンセン同盟、自治労、日教組など大規模単産が中心となっている(組合員1万人以上の単産は、38)のに対して、全労連(20組合)は、国公労連、自治労連、全教、日本医労連等の公務公共関係単産が中心をなし、(組合員1万人以上の単産は、9)中小規模の民間単産と都道府県の地域組織が加盟しているところに特徴がある。なお全労協(5組合+)の組合員1万人以上の加盟単産と組織は、国労と都労連の2つである。

<参考資料>

労基法改正の要求実現をめざす『連合の取り 組みを応援する会』編『連合要求実現「応援団」 活動まとめー1997~1999』。

2 1世紀への挑戦委員会『2 1世紀を切り開く連合運動 2 1世紀連合ビジョン』(200 1年10月 連合WEBサイト)。

連合資料『連合評価委員会最終報告』(2003年9月 連合WEBサイト)。

連合資料『2010~2011年度 政策・

制度 要求と提言』。

連合資料『2012~2013年度 政策・ 制度 要求と提言』。

連合資料(同上別冊)『災害復興・再生に向 けた政策』(2011年)。

連合機関誌『月刊 連合』、連合WEBサイ ト掲載の連合会長、連合事務局長の見解、談話、 009年)。 連合ニュース等関係資料。

連合資料『連合結成20年、明日への提言』 (学習の友社、 2011年) (2009年)。

労働運動研究会編『連合運動 20年の検証 労働組合役員選挙』(大月書店、 と労働運動の課題』(えるむ書房 2009年)。 風出版 2004年)。

鈴木 玲「連合政策の展開の分析 政治・経 典』(旬報社、2011年)。 済・組織問題をめぐる対立軸の視点から」(石 田光男、願興寺浩之編『講座 現代の社会政策 3』明石書店 2009年)。

働運動の現状と課題」(法政大学大原社会問題 表・役員名簿)(厚労省)

笹森 清「連合運動の20年(上)(下) 『労働法律旬報』(1709~1710号 2 009年)。

同 「社会運動としての連合再生を」(季 刊『現代の理論』09年春号)

全労連編『全労連20年史』(大月書店、 2

熊谷金道・鹿田勝一著『春闘の歴史と展望』

大木一訓・愛知労働問題研究会編『大企業の 1986年)。 法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年 早房長治著『恐竜の道を辿る労働組合』(緑 鑑』(各年度、旬報社)。『日本労働運動資料 集成』(旬報社、2007年)。『社会労働事

> 厚生労働省編『資料労働運動史』(労務行政 研究所、平成11年度、13年度、15年度)。

厚生労働省労使関係担当参事官室『平成23 中野隆宣「ジャーナリストから見た日本の労 年2月 全国主要労働組合名簿(系統表・組織

研究所雑誌 586~587 2007年)。(せりざわ ひさよし 高知短期大学名誉教授)